

令和5年度 社会福祉法人 斐川あしたの丘福社会 事業計画

I 【法人運営】

1 経営理念

「 尊厳・信頼・貢献 」

「 自助・他助・互助 」

2 基本方針

様々なハンディのある施設利用者や家族のニーズや思いをしっかりと受け止め、より質の高いサービスの提供に努力するとともに、地域の方々や諸機関と連携し、共に支え合いながら、利用者や家族が あしたを語り合える施設づくりを目指す。

併せて、地域に住む障がいのある方や家族、関係者と固く手を結び、地域における障がい者支援活動に積極的に貢献する。

3 経営する事業

第二種社会福祉事業

(1) 障害福祉サービス事業の経営・・・「斐川あしたの丘」

(2) 障害児通所支援事業の経営・・・「あしたのおか」

4 役員会・評議員会の開催

(1) 理事会 年4回(5月、6月、11月、3月) ※役員改選

(2) 評議員会 年2回(6月、3月)

(3) 監査会 年2回(5月、10月)

※上記のほか、必要に応じて随時開催する。

5 地域における公益的な取組

「地域貢献のための出雲市社会福祉法人連絡協議会」および「斐川地域社会福祉法人の地域貢献連絡会」の会員として、地域の課題やニーズに応じた取組を実践し、もって地域福祉の増進を図る。

6 透明性の確保・ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組

関係法令の遵守、財務規律の強化、施設内部の点検体制の確保及び財務諸表等の公開など、適正な事業運営に努め、もって質の高い福祉サービスの提供を行う。

7 役員の研修

理事及び監事は、行政、社会福祉協議会、社会福祉法人経営者協議会等が主催する役員を対象とする研修等に適宜、参加し、経営力の向上を図る。

II 【施設運営】

1 サービス提供方針

「生まれ育った町で安心して暮らすことのできる利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供」

- (1) 利用者一人ひとりに適した活動の充実
- (2) 質の高いサービスの提供
- (3) 一貫した支援の継続
- (4) 利用者とその家族に対する相談事業の充実

2 各施設の運営方針

(1) 斐川あしたの丘

◆就労継続支援 B 型

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、軽作業を中心とした就労の機会を提供するとともに、生産活動・その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

また、知識・能力が高まった者に対して一般就労等への移行に向けた支援を行う。

◆生活介護

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、介護や日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

(2) あしたのおか

◆放課後等デイサービス

小学生から高校生までの就学する児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。また、社会との交流を図ることができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

3 利用定員及び契約者数

区 分	定 員	契約予定数（前年度比）
(1) 就労継続支援 B 型	20名	19名（-2）
(2) 生活介護	20名	10名（+1）
(3) 放課後等デイサービス	10名	22名（-1）

4 職員体制（サービス区分上の所属）

(1) 就労継続支援 B 型・・・13名（増減なし）

管理者兼サービス管理責任者1名、目標工賃達成指導員1名、生活支援員1名、職業指導員1名、事務職員1名、管理栄養士1名、調理員（非常勤）2名、運転手兼職業指導員（非常勤）5名

(2) 生活介護・・・・・・・・・・4名（増減なし）

管理者兼サービス管理責任者1名、生活支援員2名、看護職員（非常勤）1名

(3) 放課後等デイサービス・・・9名（増減なし）

管理者兼児童発達支援管理責任者1名、保育士1名、児童指導員1名、
心理指導担当職員1名、児童指導員（非常勤）5名

5 サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日	就労継続支援 B 型・生活介護 月曜日から金曜日（国民の祝日及び年末年始は休業） 放課後等デイサービス 月曜日から土曜日（国民の祝日及び年末年始は休業）
サービス提供時間	就労継続支援 B 型 9：00～16：15まで 生活介護 9：00～16：30まで
	放課後等デイサービス 14：00～18：00まで 同上（土曜日・長期休校期間）8：30～16：30まで ※長期休校期間は16：30～17：30まで延長支援あり

6 事業の内容

（1）就労継続支援 B 型

事業内容	詳細
生産活動	<ul style="list-style-type: none"> ・生産活動の機会を提供する。 ① 室内軽作業（紙製梱包材組立・加工、各種部品組立等） ② リサイクル作業（空き缶の回収、分別・プレス） ③ 食品製造作業（焼きいも等の製造・販売） <p>※10月に導入されるインボイス制度について、各取引先と協議の上、対応する。</p>
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行う。 また、状況に応じて施設外就労・施設外支援など、一般就労に向けた支援を行う。 ・公共職業安定所、障がい者就労・生活支援センター等の関係機関と連携し、職場実習の実施や求職活動の支援の実施および職場定着のための支援を行う。
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてバイタルチェックや服薬支援等を行い、管理・記録する。また、必要に応じて医療機関と連携し、健康維持のための適切な支援も行う。 ・協力医療機関の嘱託医による「健康相談」を行う。（月1回） ・その他必要な日常生活支援を行う。
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション活動を実施する。 お花見、遠足、スポーツ、クリスマス会、新年会、褒賞式等 ・環境整備活動を実施する。（月1回） 施設を大切に、清潔な環境で過ごしていただくために職員と一緒に施設内外の清掃美化活動を行う。 併せて、地域貢献活動の一環として地域の清掃活動も行う。

サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により給食サービスを提供する。 栄養バランスを考慮し、季節感のある献立を提供する。また、利用者の心身の状態や嗜好に配慮した食事提供に努める。 ・利用者の希望により送迎サービスを提供する。 利用者の居住地等と事業所間の安全な送迎を行う。
相談、助言・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言・援助を行う。 ・利用者が気軽に相談できるよう設けている、「利用者相談週間」（毎月第4週目）や常設の「なんでも相談箱」を活用する。

(2) 生活介護

事業内容	詳細
創作的活動	<ul style="list-style-type: none"> ・塗り絵、折り紙、パズル、手芸等の創作的活動の機会を提供する。
集団活動	<ul style="list-style-type: none"> ・軽スポーツ、農作物の栽培、花の栽培、外出活動（公園、公共施設等へのドライブ、施設周辺の散歩）、誕生会、季節にあわせた行事等を実施する。 ・レクリエーション活動を実施する。 お花見、遠足、スポーツ、クリスマス会、新年会、褒賞式等 ・環境整備活動を実施する。
生産活動	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意欲、能力に応じて室内軽作業等の生産活動の機会を提供する。
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状態に合わせて、食事・排泄等の生活全般にわたる介護を行う。 ・その他必要な日常生活支援を行う。
健康維持	<ul style="list-style-type: none"> ・バイタルチェックや服薬支援等を行い、管理・記録する。また、必要に応じて医療機関と連携し、健康維持のための適切な支援も行う。 ・協力医療機関の嘱託医による「健康相談」を行う。（月1回） ・創作的活動、集団活動、生産活動や生活支援等を通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的とした訓練・介護を必要に応じて行う。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により給食サービスを提供する。 栄養バランスを考慮し、季節感のある献立を提供する。また、利用者の心身の状況や嗜好に配慮した食事提供に努める。 ・利用者の希望により送迎サービスを提供する。 利用者の居住地等と事業所間の安全な送迎を行う。 ・利用者の希望により入浴サービスを提供する。
相談、助言・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言・援助を行う。 ・利用者が気軽に相談できるよう設けている、「利用者相談週間」（毎月第4週目）や常設の「なんでも相談箱」を活用する。

(3) 放課後等デイサービス

事業内容	詳細
個別、集団による療育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・創作、音楽、運動、クッキング、外出活動（公共施設や公園などへドライブ、散歩）、農作物やお花の栽培などの療育活動を行う。 ・季節に合わせたレクリエーション（お花見、遠足、水遊び、ハロウィン、クリスマス、新年会など）による集団療育活動を行う。 ・家庭や学校と連携し、学習の支援を行う。 ・コミュニケーションやソーシャルスキルに関する支援を行う。
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排泄、清潔など日常生活動作に関する指導や支援を行う。 ・調理、清掃、お金の管理などの生活スキルに関する指導を行う。
健康維持	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態を観察し、健康維持増進に努める。 ・必要に応じて医療機関と連携し、適切な支援を行う。
送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望により、通学している学校と事業所間の安全な送迎を行う。 <p>※送迎車両の置き去り防止を支援する安全装置の導入等により、一層安全な送迎体制を整備する。</p>
相談、助言・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言・援助を行う。 ・保護者同士が気軽に集まることが出来る会を催す。

※感染予防として控えめとなっているレクリエーション活動や集団活動について、感染状況を踏まえて本来の活動に少しずつ近づけていきたい。

7 防災対策・緊急時の対応

(1) 規則・計画等

策定日	規則・計画名称
H 2 5 . 3 . 2 3	事故時の対応マニュアル
H 2 5 . 3 . 2 3	非常災害時の対応マニュアル（防災計画）
H 2 5 . 3 . 2 3	消防計画（消防署届出日：H 2 5 . 1 1 . 1 2）
H 2 5 . 6 . 3	新型インフルエンザ対応マニュアル
R 2 . 8 . 2 6	新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画
R 3 . 8 . 2 3	新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画
R 4 . 6 . 1	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針
策定予定	自然災害発生時の業務継続計画

(2) 非常災害対策

防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・「斐川あしたの丘」に、自動火災報知機、ガス漏れ報知器、誘導灯、非常通報装置、消火器、防災無線を備える。 ・「あしたのおか」に、誘導灯、非常通報装置、消火器、防災無線を備える。 ・法令に基づき、年2回の法令点検と自主点検を実施する。 ・カーテン等は防災性能のある物を使用する。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

避難訓練	・避難訓練を職員、利用者等の参加により実施する。(緊急メール送信システムの訓練を含む)
研修・シミュレーション	「自然災害発生時の業務継続計画」に関する研修・シミュレーションの実施に努める
防火管理者	佐藤 直弘
保険加入	事故・災害に備えて、損害保険に加入 加入保険会社名：全国社会福祉協議会 加入保険内容：社会福祉施設総合損害補償

(3) 感染症の発生及びまん延等に関する取組

対策を検討する委員会	感染対策委員会 ※新型コロナウイルス感染症が第5類に引き下げられた後の対応等について整理する
研修・シミュレーション	感染症の予防及びまん延の防止のための研修・シミュレーションの実施に努める(「感染症発生時の業務継続計画」に関する研修・シミュレーションを含む)

(4) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 沖縄徳洲会 出雲徳洲会病院		
医 院 長 名	田原 英樹		
所 在 地	島根県出雲市斐川町直江3964番地1		
診 療 科	内 科	入 院 設 備	有

8 権利擁護

(1) 苦情解決

斐川あしたの丘 相談窓口	・苦情受付担当者：小村 典子 ・苦情解決責任者：佐藤 直弘
あしたのおか 相談窓口	・苦情受付担当者：森川 一輝 ・苦情解決責任者：松永小百合
苦情解決第三者委員	田坂 ヒデノ、藤森 観海
その他	市の福祉主管課・障がい者110番・島根県運営適正化委員会 利用者相談週間・相談箱の設置

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

対策を検討する委員会	虐待防止委員会(身体拘束適正化検討委員会と一体的に運営) 身体拘束適正化検討委員会(虐待防止委員会と一体的に運営)
研修	虐待防止のための研修・身体拘束等の適正化のための研修
指針	虐待防止のための指針 身体拘束等の適正化のための指針
虐待防止のための 責任者・担当者	・責任者兼担当者：佐藤 直弘 ・担当者：飯塚 諭、松永小百合
やむを得ず身体拘束	やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その

等を行う場合の記録	際の利用者の心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由その他必要な事項を記録する
-----------	----------------------------------------

9 実習等の受入

在宅障がい者のサービス利用に繋げるため、相談支援事業所をはじめとした関係機関等と連携し、積極的に施設見学や体験利用を受け入れる。また、特別支援学校が行う福祉事業所説明会への参加により、地域へ進路先としての周知を図り、生徒の現場実習を受け入れることにより、卒業後のサービス利用に結びつける。

10 職員の資質向上

職員の資質の維持・向上のため、職員研修を定期的に行うこととする。所内研修の主な内容は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修、虐待防止のための研修（身体拘束等の適正化のための研修を含む）、人権同和教育、権利擁護等とする。また、所外研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により積極的な参加ができずにいるが、感染状況を踏まえて関係機関が開催する各種研修等に職員が参加する機会を少しずつ増やしていきたい。なお、復命研修等の実施により、事業所全体の専門的知識の習得と技能の向上を図り、質の高いサービス提供に結びつける。

11 その他

(1) サービス評価

生活介護、就労継続支援 B 型にかかる「自己点検チェックのためのガイドライン案」および「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、職員による「サービス自己評価」の実施と利用者やご家族による「サービス評価」の実施により、事業所内の取組みについての確認と情報共有を図り、サービスの質の向上につなげる。また、評価結果をホームページにおいて公表し、事業の透明性を確保する。

(2) 広報活動

地域社会や利用者との相互理解と信頼関係づくりのため、ホームページによる情報公開や定期広報誌の発行などの広報活動を積極的に行う。また、相談支援事業所や特別支援学校などの関係機関に広報誌を配布することで、事業所の社会的認知の促進を図る。

(3) 地域貢献・地域交流

休業日における施設駐車場の貸出や周辺街路の清掃活動などの地域貢献活動を実施し地域社会との共生を図る。また、引き続き地域住民の皆様の協力を得て、空き缶リサイクル作業の増収に結びつけたい。

(4) 家族会

利用者家族の親睦と交流の促進を目的に組織されている「斐川あしたの丘家族会」との連携を図りながら、その活動への支援を行う。